

令和 7 年 2 月 1 4 日付け監査委員告示第 1 号公表分

(1) 市民部

市民交流課

監査の結果	減免手続の整理について 津市会館の設置及び管理に関する条例施行規則第 10 条において、使用料の減免を受けようとする者は、会館使用料減免申請書（第 4 号様式）を提出しなければならないと定められている。 しかしながら、同規則に定めのない会館使用団体登録申請書に減免についての項目を設けることで、減免対象団体であるかを判断し、以後の使用料を減免している。 減免手続の実態が、同規則に即していないことから、整合を図られたい。
措置の内容	令和 7 年度から、津市会館の設置及び管理に関する条例施行規則第 10 条の規定に基づき、使用料の減免を受けようとする団体は、会館使用料減免申請書（第 4 号様式）を提出するようにした。

(2) スポーツ文化振興部

文化振興課

監査の結果	津市公印規則の遵守について 郷土アーティスト発信事業業務委託（契約金額 200 万円）については、津市専決規程第 5 条の規定に基づき、部次長により決裁されていた。 したがって、当該契約書に使用する公印は、津市公印規則第 3 条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印が使用されていた。 今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。
措置の内容	津市公印規則を遵守し、複数の担当者による確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

(3) 健康福祉部

ア 保険医療助成課

監査の結果	津市公印規則の遵守について 津市特定保健指導動機付け支援・積極的支援業務委託（契約金額186万3,785円）については、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、部次長の決裁区分により決裁されていた。 したがって、当該契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印が使用されていた。 今後は、このようなことがないように、同規則を遵守されたい。
措置の内容	津市公印規則を遵守し、複数の担当者による確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

イ 健康づくり課

監査の結果	津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の遵守について 津市河芸保健センター内の栄養指導実習室等の使用許可申請については、津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1号の規定に基づき、使用しようとする日の2月前の月の初日から当日までの間で許可すべきところ、2月前以前の申請に対して使用を許可しているものが散見された。 今後は、このようなことがないように、同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。
措置の内容	当該指摘事項については、当課でのコンプライアンスが徹底されていなかったことが原因である。 今後、同様の事案が発生しないよう、関係職員に対して、適切な使用許可申請に係る事務手続きについて確認するとともに、コンプライアンスの徹底を周知した。

(4) 都市計画部

都市政策課

監査の結果	津市事務専決規程及び津市公印規則の遵守について 個人に対するがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金 354 万 4,371 円に係る交付決定については、交付決定額が 300 万円以上であるため、津市事務専決規程第 5 条の規定に基づき、部長決裁（300 万円以上）とすべきところ、部次長決裁（100 万円以上 300 万円未満）により交付決定されていた。 また、この補助金交付決定通知書に使用する公印は、津市公印規則第 3 条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用されていた。 今後は、このようなことがないよう、同規程及び同規則を遵守されたい。
措置の内容	津市事務専決規程及び津市公印規則を遵守し、複数の担当者による確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

(5) 河芸総合支所

市民福祉課

監査の結果	施設の使用許可に係る適用条例誤りについて 津市河芸ほほえみセンター内の録音室については、津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例に基づく使用許可の対象施設とはなっていないが、ボランティア団体に対し、同条例を適用して使用を許可していた。当該録音室については、津市財産に関する条例を適用して使用を許可されたい。
措置の内容	津市河芸ほほえみセンターでは、津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例により市民の皆様へ貸館を実施しているが、当該条例に規定されていない録音室において、本来であれば津市財産に関する条例を適用し使用を許可する必要があるところを、津

	市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例に規定されている部屋と混同し使用許可をしていた。 令和7年3月7日に録音室を使用しているボランティア団体に状況を説明し、津市財産に関する条例に基づく行政財産使用許可申請書を提出いただき、令和7年3月14日付けにて行政財産使用許可書をボランティア団体に交付した。 今後、このような事案が起らないよう条例等法令の遵守に努める。
--	--

(6) 芸濃総合支所
地域振興課

監査の結果	津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則に基づく事務処理の徹底について 津市芸濃総合文化センター内の市民ホール及び大研修室の使用許可申請については、津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則第4条第1項第1号に基づき、使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から10日前までの間で許可すべきところ、6月前の月の初日以前の申請に対して使用許可をしているものが複数あった。 今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。
措置の内容	芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室の使用許可申請期間は、使用する日の属する月の6月前とされている。 運動施設（アリーナ及び剣道場）と文化施設（市民ホール及び大研修室）が複合する施設として、それぞれの条例、規則にある使用許可申請期間に準じて事務処理を行っているところであるが、事務処理を行う当施設担当者に対し、改めて施設の性質の違い等の指導と事務の周知徹底を図り、適正な許可申請事務に努める。

(7) 安濃総合支所

地域振興課

監査の結果	津市支所及び出張所処務規程の遵守について 津市安濃交流会館管理等業務委託の契約締結に係る決裁について、契約額が1,000万円以上であるため、津市支所及び出張所処務規程第9条の規定に基づき、副市長決裁（1,000万円以上）とすべきところ、総合支所長決裁（300万円以上1,000万円未満）により決裁されていた。 今後はこのようなことがないように、同規程を遵守した契約事務を徹底されたい。
措置の内容	津市支所及び出張所処務規程を遵守し、複数の担当者による確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

(8) 香良洲総合支所

地域振興課

監査の結果	不適切な公金の取扱いについて 香良洲総合支所地域振興課公金等取扱マニュアルにおいて、各種収納金について過大収納があった際は戻出処理を行うと規定されている。 しかしながら、香良洲体育館において、算定誤りにより2件合計で260円の使用料を過徴収していたものがあったが、戻出処理をすることなく同一申請者の次回使用許可申請時の使用料に充てていた。 今後は、このような不適切な公金の取扱いをすることがないように、公金等取扱マニュアルに基づく事務を徹底されたい。
措置の内容	地域振興課で公金を取扱職員に対し再度公金等取扱マニュアル研修を行い、公金等取扱マニュアルを遵守するよう周知した。